

甘味資源作物生産性向上緊急対策事業費補助金交付要綱

農 林 水 産 事 務 次 官 依 命 通 知
平成30年 2 月 1 日付け29政統第1530号

(通則)

第 1 甘味資源作物生産性向上緊急対策事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、甘味資源作物生産性向上緊急対策事業実施要綱（平成30年 2 月 1 日付け29政統第1529号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成12年 6 月23日農林水産省告示第899号）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成12年 6 月23日農林水産省告示第900号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成18年度予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道農政事務所長に委任した件（平成18年 6 月20日農林水産省告示第881号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第 2 本補助金は、甘味資源作物の生産性向上を図るため、地域ごとの「さとうきび増産プロジェクト」に定めた特に重要な取組や生産性向上を通じた生産構造の安定化、分みつ糖工場における労働効率の向上、かんしょの生産性向上に向けた取組に対して助成することを目的とする。

(交付の対象及び補助率)

第 3 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、実施要綱別表に掲げる事業実施主体（以下「補助事業者」という。）が行う甘味資源作物生産性向上緊急対策事業（以下「補助事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助対象経費の区分及びこれに対する補助率は、別表に定めるところによる。

(流用の禁止)

第4 別表の区分の欄に掲げる1及び2の事業の相互間における経費の流用をしてはならない。

(申請手続)

第5 交付規則第2条の大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第1号による交付申請書のとおりとし、補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書正副2部を地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りでない。

(交付申請書の提出期限)

第6 交付規則第2条の大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、地方農政局長等が別に通知する日までとする。

(交付決定の通知)

第7 地方農政局長等は、第5第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査のうえ、補助金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、補助事業者に対しその旨を通知をするものとする。

(申請の取下げ)

第8 補助事業者は、交付申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した書面を地方農政局長等に提出しなければならない。

(契約等)

第9 補助事業者は、補助事業の一部を他の者に実施させる場合は、この要綱の各条項を内容とする実施に関する契約を締結し、地方農政局長等に届け出なければならない。

2 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

3 補助事業者は、前項の契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第2号による指名停止等に関する申立書の提出を求めることとし、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

（計画変更、中止又は廃止の承認）

第10 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第3号による変更等承認申請書正副2部を地方農政局長等に提出し、その承認を受けなければならない。

（1）補助対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。

ただし、第11に定める軽微な変更を除く。

（2）補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第11に規定する軽微な変更を除く。

（3）補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 地方農政局長等は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

（軽微な変更）

第11 交付規則第3条第1号イ及びロに規定する大臣が別に定める軽微な変更は、別表の重要な変更の欄に掲げる変更以外のものとする。

（事業遅延の届出）

第12 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに補助事業が予定の期間内に完了しない理由又は補助事業の遂行が困難となった理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類正副2部を地方農政局長等に提出し、その指示を受けなければならない。

（概算払請求）

第13 補助事業者は、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合は、別記様式第4号の概算払請求書正副2部を地方農政局長等及び官署支出官に提出しなければならない。

なお、概算払の請求は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）

第58条ただし書に基づく財務大臣との協議が調った日以降とする。

(状況報告)

第14 補助事業者は、補助事業の交付決定に係る年度の第3・四半期の末日現在において、別記様式第5号により事業遂行状況報告書正副2部を作成し、当該四半期の最終月の翌月末までに地方農政局長等に提出しなければならない。ただし、別記様式第6号の概算払請求書兼遂行状況報告書の提出をもってこれに代えることができるものとする。

2 前項に規定する時期のほか、地方農政局長等は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して当該補助事業の遂行状況報告を求めることができる。

(実績報告)

第15 交付規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第7号のとおりとし、補助事業者は、補助事業を完了したときは、その日から1ヶ月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、実績報告書正副2部を地方農政局長等に提出しなければならない。

2 第5第2項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第5第2項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した補助事業者にあつては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第8号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに地方農政局長等に報告するとともに、地方農政局長等による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又ははない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により地方農政局長等に報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第16 地方農政局長等は、第15第1項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知

するものとする。

- 2 地方農政局長等は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消等)

第17 地方農政局長等は、第10第1項第3号の規定による補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第7の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく地方農政局長等の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 補助事業者が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 補助事業者が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合
 - (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 地方農政局長等は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 地方農政局長等は、第1項(1)から(3)までの取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第16第3項の規定を準用する。

(財産の管理等)

- 第18 補助事業者は、補助対象経費（補助事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

- 第19 取得財産等のうち適正化法施行令第13条第4号の大臣が定める機械及び重要な器具は1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。
- 2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、交付規則第5条に規定する処分制限期間（以下「処分制限期間」という。）とする。
- 3 補助事業者は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ地方農政局長等の承認を受けなければならない。
- 4 前項の承認については、第18第2項の規定を準用する。

(補助金の経理)

- 第20 補助事業者は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
- 3 補助事業者は、取得財産等について、当該取得財産等の処分制限期間中、前項に規定する帳簿等に加え、別記様式第9号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

附則

- 1 この通知は、平成30年2月1日から施行する。

別表（第3、第4及び第11関係）

区 分	経 費	補 助 率	重要な変更	
			経費の配分の変更	事業内容の変更
1 さとうきび等生産性向上緊急対策事業				
(1) さとうきび農業機械等リース支援事業	実施要綱第2の1の(1)のさとうきび農業機械等リース支援事業に要する経費	リース料の6/10以内	1 事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増 2 事業費又は国庫補助金の30%を超える減 3 区分欄の(1)及び(2)の経費の相互間における経費の増減	1 補助事業者の名称の変更
(2) さとうきび等生産性・労働効率向上支援事業	実施要綱第2の1の(2)のさとうきび等生産性・労働効率向上支援事業に要する経費			1 補助事業者の名称の変更
	ア さとうきび生産性向上支援事業	定額 (政策統括官が別に定める額以内)		
	イ 分みつ糖工場労働効率向上支援事業			
2 かんしょ生産性向上緊急対策事業	実施要綱第2の2のかんしょ生産性向上緊急対策事業に要する経費	物件相当額の1/2以内	1 事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増 2 事業費又は国庫補助金の30%を超える減	1 補助事業者の名称の変更